

平成28年度第2回さいたま市国民健康保険運営協議会

次 第

平成29年1月19日（木）午後2時
大宮区役所 南館301会議室

開 会

- 1 会長あいさつ
- 2 協議・報告事項
 - (1) 平成29年度の国民健康保険財政について
 - (2) 国保の広域化について
 - (3) 国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて（諮問）
 - (4) その他

閉 会

平成28年度
第2回さいたま市国民健康保険
運営協議会

協議・報告事項

資 料

平成29年1月19日(木)
大宮区役所 南館301会議室

目 次

- (1) 平成29年度の国民健康保険財政について・・・・・・・・・・ 1

- (2) 国保の広域化について・・・・・・・・ 5

- (3) 国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて・・・・・・・・・・ 9

協議・報告事項

(1) 平成29年度の国民 健康保険財政について

1 保険給付費と国民健康保険税

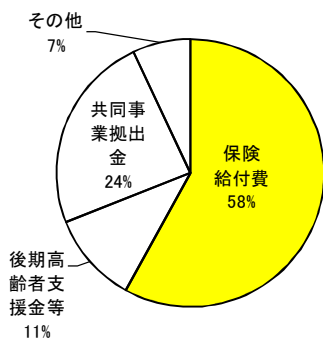
(1) 平成29年度国保特別会計(案)の構成(平成28年度当初予算比較)

〔歳出〕	合計1,336億円(うち保険給付費781億円) (前年度予算比12億円 減)		
〔歳入〕	合計1,279億円(前年度比30億円 増)		
	国庫・県支出金などの交付金 933億円 70% (前年度予算比23億円 減)	税込275億円 21% (前年度予算比 7億円 減)	その他 71億円 5% (前年度予算比 ほぼ同)

不足
57億円 4%
(前年度予算
比
18億円増)

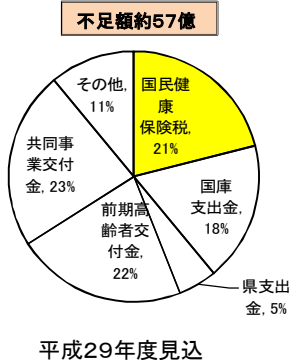
法定外繰入金 19億円
基金繰入金 38億円

(2) 保険給付費・歳出の推移



	平均 被保険者数	保険給付費			1人当たり 医療費
		当初予算	決算	対前年決算増加額	
平成25年度	303,627人	約787億円	約750億円	約10億円	299,842円
平成26年度	298,101人	約764億円	約754億円	約4億円	306,996円
平成27年度	290,336人	約767億円	約775億円	約21億円	321,431円
平成28年度 (見込)	281,159人	約775億円	約775億円	約0億円	331,082円
平成29年度 (見込)	272,342人	約781億円	—	約6億円	341,691円

(3) 国民健康保険税・歳入の推移



	国民健康保険税 収納額	
	当初予算	決算
平成25年度	約298億円	約294億円
平成26年度	約293億円	約292億円
平成27年度	約293億円	約288億円
平成28年度 (見込)	約282億円	約275億円
平成29年度 (見込)	約275億円	—

基礎資料

(1) 世帯数・被保険者数

	A 28年度当初見込	B 28決算見込	C 29年度見込	C-A 増減1	C-B 増減2
世帯数	178,726世帯	175,104世帯	171,815世帯	-6,911世帯	-3,289世帯
被保険者数	287,770人	281,159人	272,342人	-15,428人	-8,817人
(再掲)65歳～74歳	113,397人	112,786人	112,423人	-974人	-363人
さいたま市世帯数	557,647世帯	567,075世帯	576,057世帯	18,410世帯	8,982世帯
さいたま市総人口	1,266,803人	1,279,164人	1,290,324人	23,521人	11,160人

(2) 一人当たり医療費

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	見込 平成28年度	見込 平成29年度
一般	297,371円	304,462円	318,925円	329,489円	340,417円
退職	365,185円	379,177円	413,619円	411,555円	460,250円

(3) 国民健康保険税収納状況

年度	現年度分			
	調定額	収納率	収入額	収入未済額
25年度決算	30,123,048千円	87.95%	26,494,605千円	3,628,443千円
26年度決算	29,452,867千円	88.97%	26,203,369千円	3,249,498千円
27年度決算	28,316,008千円	90.20%	25,541,318千円	2,774,690千円
28年度決算見込	27,180,051千円	90.60%	24,625,126千円	2,554,925千円
29年度見込	27,485,184千円	91.00%	25,011,517千円	2,473,667千円

年度	滞納繰越分			
	調定額	収納率	収入額	収入未済額
25年度決算	16,134,649千円	18.29%	2,950,739千円	13,183,910千円
26年度決算	14,702,559千円	20.48%	3,011,218千円	11,691,341千円
27年度決算	13,488,242千円	24.03%	3,241,443千円	10,246,799千円
28年度決算見込	11,599,494千円	24.50%	2,841,876千円	8,757,618千円
29年度見込	9,879,143千円	24.90%	2,459,906千円	7,419,237千円

合計 (現年+滞納繰越)
収入額
29,445,344千円
29,214,587千円
28,782,761千円
27,467,002千円
27,471,423千円

(4) 一般会計法定外繰入金の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予 算	12億円	23億円	21億円	17億円	(見込み) 19億円
決 算	12億円	29億円	56億円	補正予定	—

(5) 保険給付費支払基金保有額の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
前年度末保有額	83億円	51億円	42億円	49億円	38億円
年度内積立額	5億円	7億円	8億円	11億円	0.1億円 (利息分)
年度内取崩額	37億円	17億円	0円	22億円	38億円
年度末保有額	51億円	42億円	49億円	38億円	—

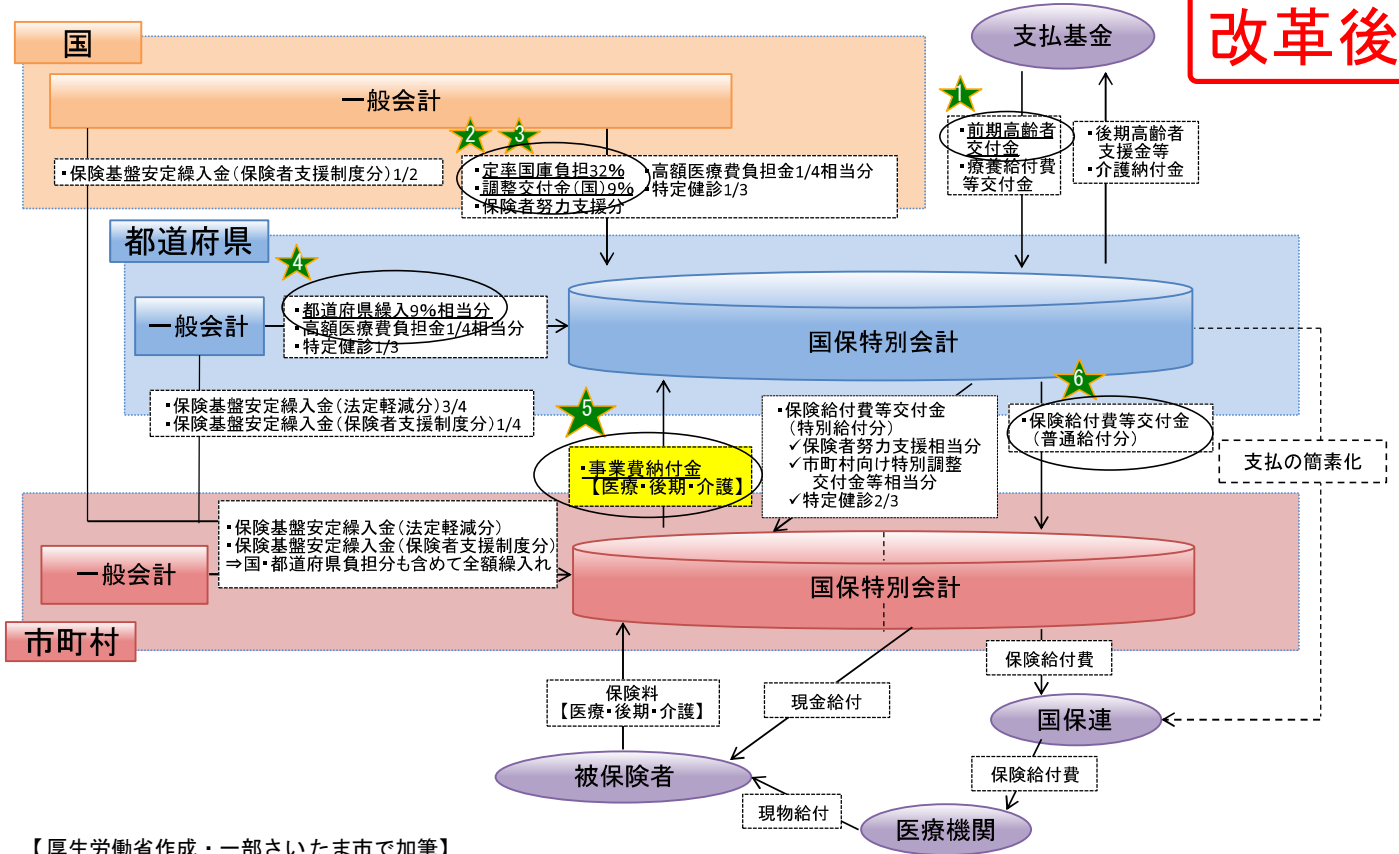
※各項目の実数から億単位で四捨五入しています。

協議・報告事項

(2) 国保の広域化について

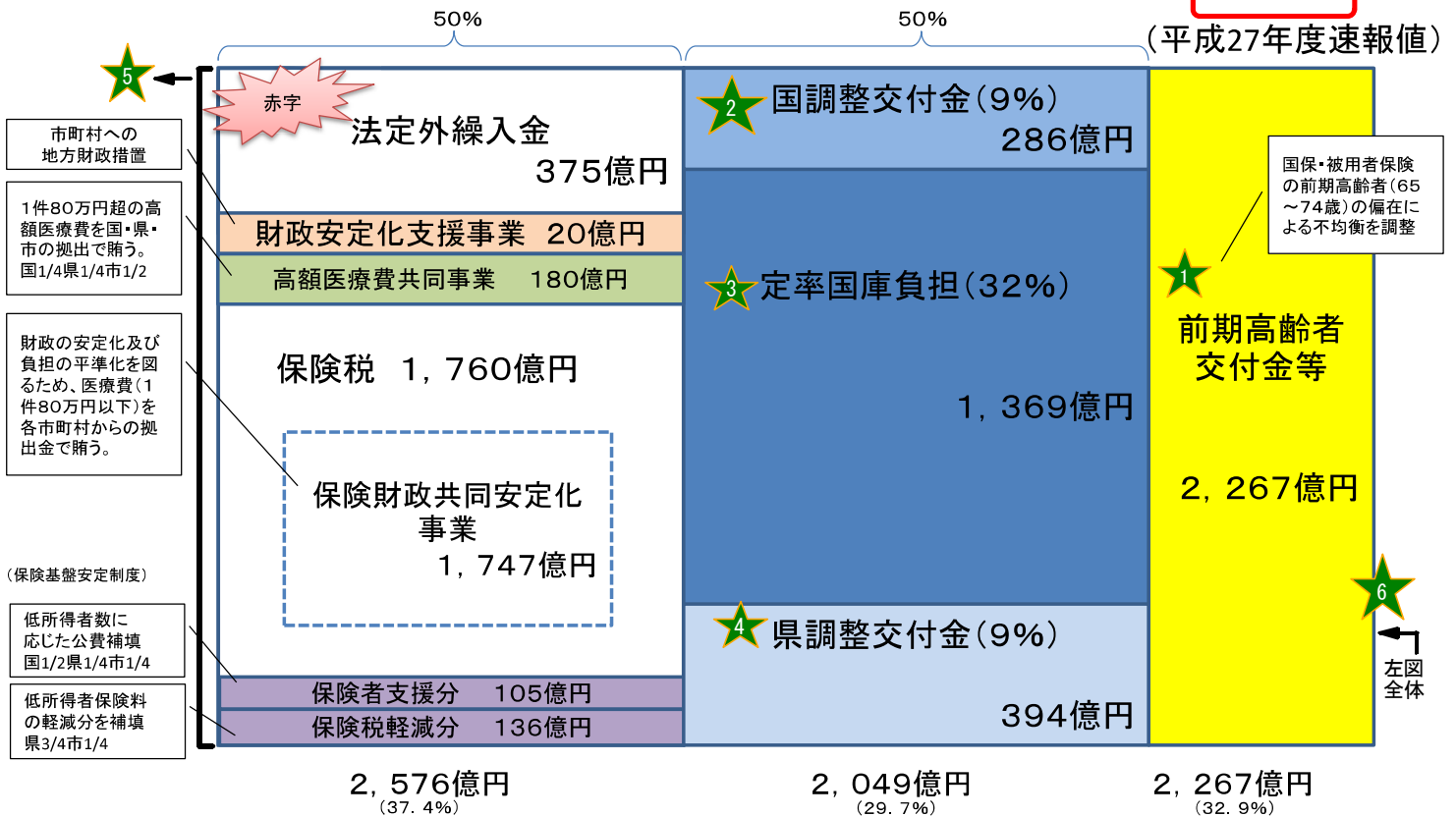
国・都道府県・市町村間の費用の流れ(案)

改革後

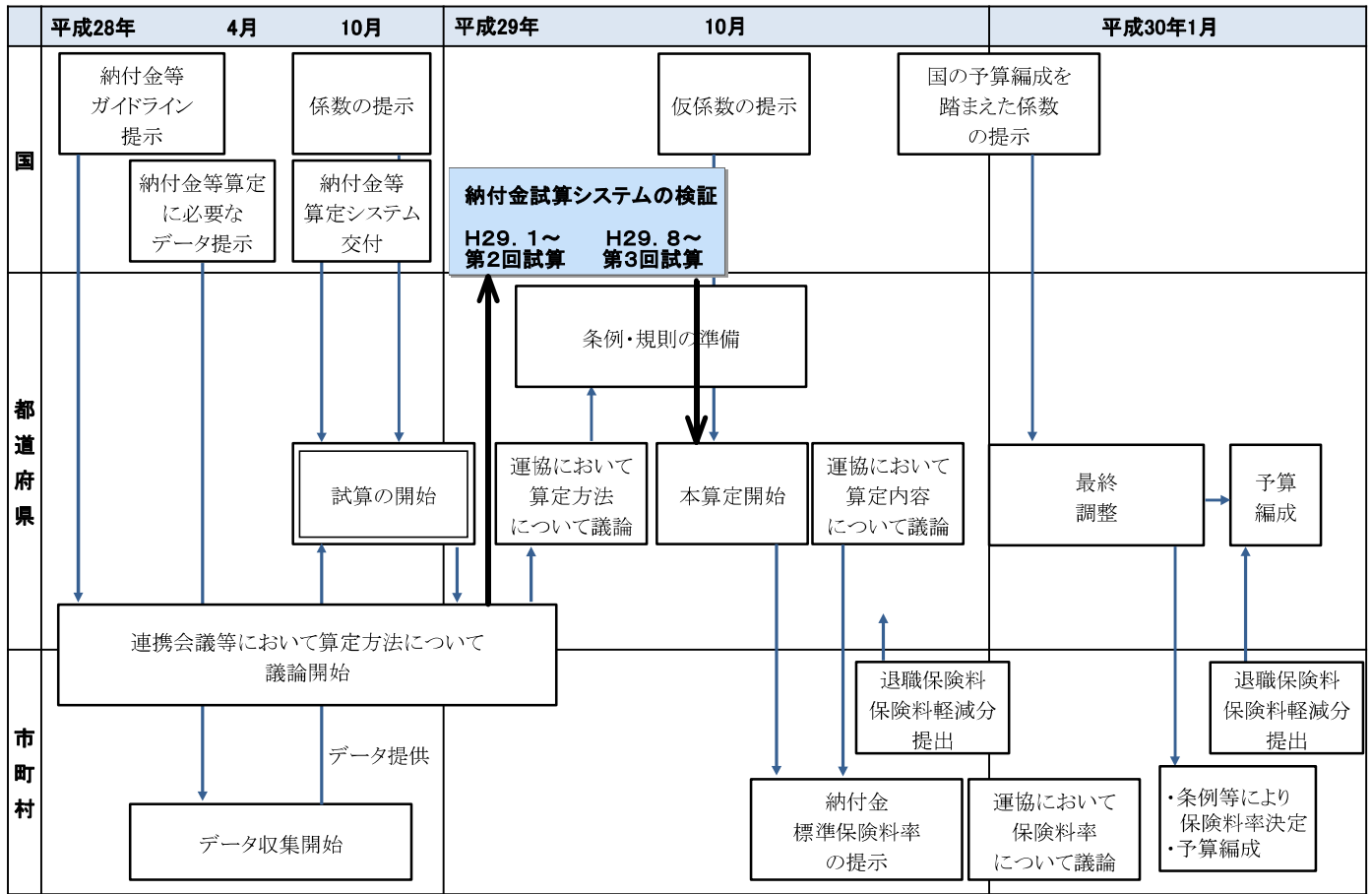


市町村国保財政の現状(埼玉県)

現行



納付金・標準保険料率算定までの流れ（イメージ）



【厚生労働省作成・一部さいたま市で加筆】

新制度での予算の枠組みに納付金等を当てはめた
さいたま市国保財政(イメージ)

単位:億円

歳入		歳出	
保険給付費等交付金	776	保険給付費	776
		出産育児諸費	4
		葬祭諸費	1
保険税		納付金(一般分)	(計330)
一般現年	244	医療分(公表)	260
一般過年	24	支援分(推計)	49
		介護分(推計)	21
県支出金			
特別調整交付金(国分)	1		
" (県分)	15		
保険者努力支援分	未定		
繰入金			
保険基盤安定(軽減)	23		
保険基盤安定(支援)	16		
出産育児	3		
財政安定化支援事業	2		
その他	0		
県支出金		保健事業費	
特定健診負担金(国・県分)	3	特定健診	12
		保健事業	1
歳入合計	1,107	歳出合計	1,124

【歳入－歳出】

▲ 17

●平成30年度からの歳入歳出予算の項目に、埼玉県が試算した平成29年度国保事業費納付金の額及び平成29年度の本市の予算の一部を当てはめた表です。

●保険税、納付金額については一般被保険者の分のみを計上しています(退職分の納付金は試算されていません)。

●県支出金における特別調整交付金(国及び県分:斜字)は平成30年度の制度改正にあわせて項目名と内容の見直しが予定されています。

●収支のバランスに影響の少ない項目は記載を省略しています。

＜納付金推計に関する国の見解＞

- 1 基礎データに誤りがある、推計方法にばらつきがあるといった問題点があり、正確に納付金等を推計できない。
 - 2 現行制度を前提に前年の仮係数を用いており、前期交付金等も市町村ごとに算定するため、新制度施行後の影響を分析しがたい。
 - 3 10月から推計を始めたため、給付費実績のデータが少なく、平成28年度診療報酬改定の影響が十分に反映されていない。社保の適用拡大による被保険者数の減少が反映されていない。
- 以上のことから、平成29年度の推計値としては精度が低く、新制度移行後の状況を分析するのは困難な状況である。

協議・報告事項

(3) 国民健康保険税の 賦課限度額の見直し について

国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて

1 賦課限度額

国民健康保険税は、負担能力に応じた負担を求めています。誰もが同じ内容の給付を受けることになるため、負担も求めています。このため、地方税法では、「納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない」とされています。

市町村は、それぞれの条例で、法定限度額の範囲で賦課限度額を定めることとなります。

2 賦課限度額引き上げの背景

(1) 国の動向

国は、「国保料（税）の賦課（課税）限度額については、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が、1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げていく」としています。

年度	項目	国			さいたま市		
		医療	支援	介護	医療	支援	介護
26	限度額	51万円	16万円	14万円	50万円	13万円	10万円
	超過世帯割合	2.83%	2.80%	3.18%	3.84%	3.68%	6.25%
27	限度額	52万円	17万円	16万円	50万円	13万円	10万円
	超過世帯割合	2.79%	3.04%	2.44%	3.73%	3.57%	6.30%
28	限度額	54万円	19万円	16万円	50万円	13万円	10万円
	超過世帯割合	2.60%	2.47%	2.44%	3.64%	3.49%	5.84%
29 (予定)	限度額	平成29年度の引き上げは、見送りとなりました。			52万円	16万円	13万円
	超過世帯割合				/		

(2) 県の動向（平成30年度からの広域化の動向）

納付金及び標準保険料率の算定は「法定限度額で計算」また、「法定外一般会計繰入の解消を図ることが適切」とされています。

(3) 他市町村の状況（平成22年度以降の改正状況）

ア 政令指定都市

法改正の都度、限度額の引き上げを実施…17市

法改正の次年度には、引き上げを実施……2市（浜松市、堺市）

平成22年度から改正なし………1市（さいたま市）

イ 埼玉県内

法改正の都度、限度額の引き上げを実施…13町村

法改正の次年度には、引き上げを実施……23市町

遅れながらも、引き上げを実施………24市町

平成22年度から改正なし………3市（さいたま市、蓮田市、秩父市）

※それぞれの市町村の状況については、次ページ

政令指定都市の限度額改正状況

法定限度額の推移 ※（ ）内の数字は、改正前からの増分額

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医療給付費分	50 万円	51 万円 (1 万円)		51 万円 (増なし)	52 万円 (1 万円)	54 万円 (2 万円)	
後期高齢者支援金等分	13 万円	14 万円 (1 万円)		16 万円 (2 万円)	17 万円 (1 万円)	19 万円 (2 万円)	
介護納付金分	10 万円	12 万円 (2 万円)		14 万円 (2 万円)	16 万円 (2 万円)	16 万円 (増なし)	
合計	73 万円	77 万円 (4 万円)		81 万円 (4 万円)	85 万円 (4 万円)	89 万円 (4 万円)	

政令指定都市の限度額状況 ※色つきは、改正を行った箇所

(単位：万円)

保険者名	料/税	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差
札幌市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
仙台市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
千葉市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
横浜市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
川崎市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
相模原市	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
新潟市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
静岡市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
名古屋市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
京都市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
大阪市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
神戸市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
岡山市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
広島市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
福岡市	料	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
熊本市	料					77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
北九州市	料	69	▲4	73	▲4	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
浜松市	料	69	▲4	73	▲4	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
堺市	料	69	▲4	73	▲4	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
さいたま市	税	73	—	73	▲4	73	▲4	73	▲4	73	▲8	73	▲12	73	▲16

※さいたま市、相模原市以外は、いずれも「料」のため告示により、保険料率（賦課限度額含む）の改正が可能。

埼玉県内の限度額改正状況

法定限度額の推移 ※ () 内の数字は、改正前からの増分額

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医療給付費分	50 万円	51 万円 (1 万円)		51 万円 (増なし)		52 万円 (1 万円)	54 万円 (2 万円)
後期高齢者支援金等分	13 万円	14 万円 (1 万円)		16 万円 (2 万円)		17 万円 (1 万円)	19 万円 (2 万円)
介護納付金分	10 万円	12 万円 (2 万円)		14 万円 (2 万円)		16 万円 (2 万円)	16 万円 (増なし)
合計	73 万円	77 万円 (4 万円)		81 万円 (4 万円)		85 万円 (4 万円)	89 万円 (4 万円)

県内市町村の限度額状況 ※色つきは、改正を行った箇所

(単位：万円)

保険者名	料/税	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差	限度額	法との差
毛呂山町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
滑川町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
嵐山町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
小川町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
ときがわ町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
吉見町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
皆野町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
長瀨町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
東秩父村	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
美里町	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	77	—	81	—	85	—	89	—
神川町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
寄居町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	89	—
上里町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	87	▲2
川越市	税	60	▲13	69	▲8	73	▲4	76	▲1	77	▲4	81	▲4	85	▲4
川口市	税	69	▲4	73	▲4	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
飯能市	税	73	—	73	▲4	73	▲4	77	—	77	▲2	77	▲8	85	▲4
本庄市	税	68	▲5	73	▲4	77	—	77	—	77	▲2	81	▲4	85	▲4
東松山市	税	68	▲5	73	▲4	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
春日部市	税	68	▲5	68	▲9	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
狭山市	税	65	▲8	65	▲12	65	▲12	65	▲12	65	▲16	65	▲20	85	▲4
深谷市	税	68	▲5	73	▲4	77	—	77	—	77	▲2	81	▲4	85	▲4
越谷市	税	73	—	73	▲4	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
入間市	税	59	▲14	62	▲15	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
和光市	税	69	▲4	69	▲8	77	—	77	—	77	▲4	77	▲8	85	▲4
ふじみ野市	税	69	▲4	73	▲4	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
坂戸市	税	69	▲4	73	▲4	73	▲4	75	▲2	77	▲4	77	▲8	85	▲4
鶴ヶ島市	税	68	▲5	68	▲9	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
白岡市	税	69	▲4	69	▲8	69	▲6	69	▲8	69	▲12	69	▲16	85	▲4
幸手市	税	68	▲5	68	▲9	72	▲5	72	▲5	72	▲9	72	▲13	85	▲4
越生町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	81	—	85	—	85	▲4

		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
保険者名	料/税	限度額		限度額		限度額		限度額		限度額		限度額		限度額	
			法との差		法との差		法との差		法との差		法との差		法との差		法との差
鳩山町	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	68	▲9	68	▲13	81	▲4	85	▲4
横瀬町	税	73	—	73	▲4	73	▲4	73	▲4	77	▲4	81	▲4	85	▲4
小鹿野町	税	69	▲4	73	▲4	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
宮代町	税	69	▲4	73	▲4	77	—	77	—	77	▲4	81	▲4	85	▲4
杉戸町	税	69	▲4	73	▲4	77	—	77	—	77	▲2	77	▲8	85	▲4
蕨市	税	68	▲5	72	▲5	72	▲5	72	▲5	76	▲5	80	▲5	84	▲5
熊谷市	税	68	▲5	68	▲9	73	▲4	73	▲4	73	▲8	76	▲9	81	▲8
行田市	税	68	▲5	73	▲4	73	▲4	77	—	77	▲2	77	▲8	81	▲8
所沢市	税	68	▲5	71	▲6	71	▲6	71	▲6	71	▲10	81	▲4	81	▲8
羽生市	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	68	▲9	68	▲5	75	▲10	81	▲8
戸田市	税	68	▲5	73	▲4	73	▲4	73	▲4	73	▲8	77	▲8	81	▲8
日高市	税	69	▲4	73	▲4	75	▲2	75	▲2	77	▲4	81	▲4	81	▲8
川島町	税	73	—	77	—	77	—	77	—	79	▲2	81	▲4	81	▲8
加須市	税	68	▲5	68	▲9	73	▲4	73	▲4	75	▲3	76	▲9	79	▲10
鴻巣市	税	68	▲5	68	▲9	73	▲4	73	▲4	73	▲4	73	▲12	77	▲12
上尾市	税	68	▲5	73	▲4	73	▲4	73	▲4	73	▲8	77	▲8	77	▲12
草加市	税	68	▲5	73	▲4	73	▲4	73	▲4	73	▲8	73	▲12	77	▲12
朝霞市	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	68	▲9	77	▲4	77	▲8	77	▲12
志木市	税	69	▲4	69	▲8	69	▲8	69	▲8	69	▲12	77	▲8	77	▲12
久喜市	税	68	▲5	68	▲9	77	—	77	—	77	▲4	77	▲8	77	▲12
北本市	税	68	▲5	73	▲4	73	▲4	73	▲4	73	▲8	77	▲8	77	▲12
八潮市	税	68	▲5	73	▲4	73	▲4	73	▲4	77	▲2	77	▲8	77	▲12
富士見市	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	68	▲9	68	▲13	77	▲8	77	▲12
松伏町	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	68	▲9	68	▲13	68	▲17	77	▲12
三芳町	税	59	▲14	59	▲18	59	▲18	69	▲8	69	▲12	69	▲16	76	▲13
桶川市	税	63	▲10	68	▲9	68	▲9	68	▲9	68	▲13	73	▲12	73	▲16
三郷市	税	68	▲5	73	▲4	73	▲4	73	▲4	73	▲8	73	▲12	73	▲16
吉川市	税	68	▲5	68	▲9	73	▲4	73	▲4	73	▲8	73	▲12	73	▲16
伊奈町	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	73	▲4	73	▲8	73	▲12	73	▲16
新座市	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	68	▲9	75	▲6	75	▲10	75	▲14
さいたま市	税	73	—	73	▲4	73	▲4	73	▲4	73	▲8	73	▲12	73	▲16
蓮田市	税	68	▲5	68	▲9	68	▲9	68	▲9	68	▲13	68	▲17	68	▲21
秩父市	税	61	▲12	61	▲16	61	▲16	61	▲16	61	▲20	61	▲24	61	▲28

3 賦課限度額引き上げの時期

平成 30 年度の広域化に伴い、税率や賦課限度額の改正を行った場合、急激な保険税の増となる可能性があります。このため可能な限り早期に解消策を実施する必要があります。

(1) 税率

納付金及び標準保険料率は、平成 27 年度ベース試算され平成 28 年 12 月に県より示されますが、国の財政支援の状況が不透明であり、また、平成 30 年度からの埼玉県国民健康保険運営方針も未確定であるため、正確な影響等を見定めることができません。

(2) 賦課限度額

平成 29 年度の法改正は、見送られました。平成 28 年度の法改正は既に実施されており、法定限度額との差は明らかな状況です。

賦課限度額は、法定額が定められておりますので、差を解消する計画が策定可能です。

少しでも緩やかな引き上げを実施するため平成 29 年度において賦課限度額の引き上げを実施するものです。

4 賦課限度額の引き上げ

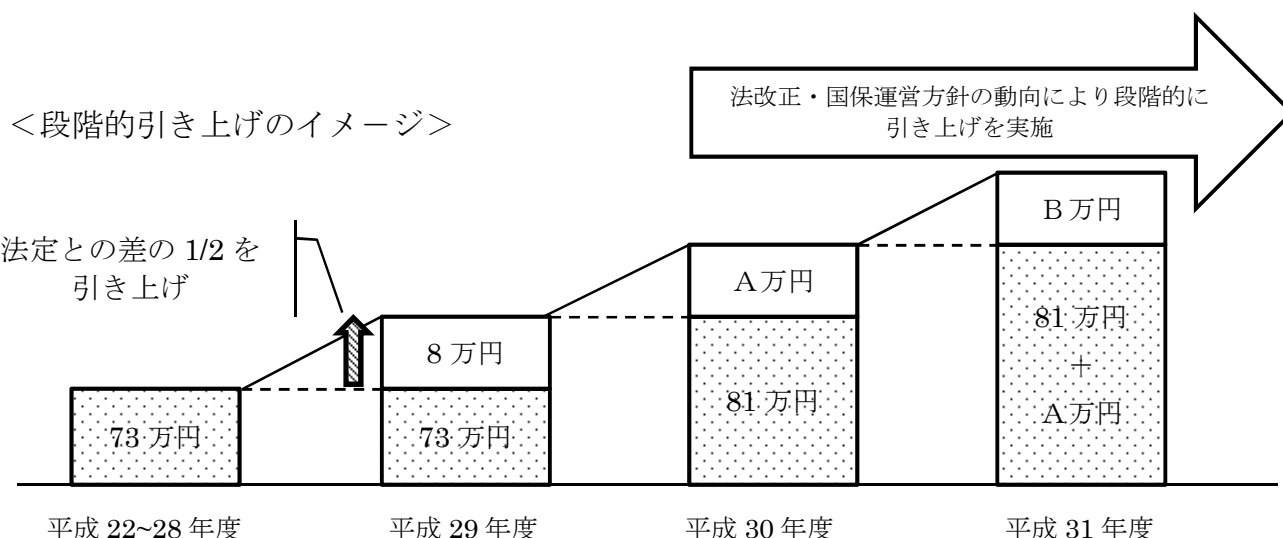
平成 28 年度ベースでは法定限度額との差が 16 万円となっております。

単位：万円

年度	法定				さいたま市				差			
	合計	医療	支援	介護	合計	医療	支援	介護	合計	医療	支援	介護
22	73	50	13	10	73	50	13	10	-	-	-	-
23	77	51	14	12	73	50	13	10	▲4	▲1	▲1	▲2
24	77	51	14	12	73	50	13	10	▲4	▲1	▲1	▲2
25	77	51	14	12	73	50	13	10	▲4	▲1	▲1	▲2
26	81	51	16	14	73	50	13	10	▲8	▲1	▲3	▲4
27	85	52	17	16	73	50	13	10	▲12	▲2	▲4	▲6
28	89	54	19	16	73	50	13	10	▲16	▲4	▲6	▲6

平成 30 年度以降、広域化に伴う「激変緩和措置」の期間や「法定外一般会計繰入の解消方法、期間」が未定であるため、平成 29 年度では、現状の法定との差の 1/2 (8 万円) ※を引き上げ、今後、法改正や激変緩和等の動向により段階的解消を目指します。

※医療 52 万円 (2 万円増)、支援 16 万円 (3 万円増)、介護 13 万円 (3 万円増)



5 賦課限度額の引き上げによる影響

(1) 税込 約 3.2 億円増 (調定 : 3.6 億円増)

(2) 対象世帯数 6,327 世帯 (全世帯数 173,845 万世帯の内、3.64%)

(3) 国民健康保険税が賦課限度額に到達する収入

平成 28 年度の税率で試算した、限度額到達収入は次表のとおりです。

<試算条件>

※所得割……………医療 : 7.49%、支援 : 1.90%、介護 : 1.90%

均等割 (1 人当たり) …医療 : 29,200 円、支援 : 7,400 円、介護 : 8,900 円

※収入は、給与収入で試算 (主のみ収入あり)

単位 : 万円

世帯構成	区分	平成 28 年度		平成 29 年度		差	
		収入	所得	収入	所得	収入	所得
単身世帯 (介護 1 人)	医療	869	662	899	689	30	27
	支援	887	678	1,060	837	173	159
	介護	703	512	879	671	176	159
2 人世帯 (介護 2 人)	医療	826	623	855	649	29	26
	支援	844	639	1,019	798	175	159
	介護	650	466	827	624	177	158
3 人世帯 (介護 2 人)	医療	782	583	812	610	30	27
	支援	801	600	976	758	175	158
	介護	650	466	827	624	177	158
4 人世帯 (介護 2 人)	医療	739	545	769	572	30	27
	支援	758	562	933	719	175	157
	介護	650	466	827	624	177	158